

除去（撤去又は浄化）計画について

1. ケース 2、3 についての撤去計画

- ア．特管相当廃棄物約 33 万 m³のうち、北側の一時仮置き場にある堆肥様物約 3 万 3 千 m³と旧中間処理場にある堆肥様物 6 万 3 千 m³を平成 15～18 年度の 4 年間で撤去する。
- イ．平成 19 年度当初に、旧中間処理場等の跡地を利用しながら、表土及び有害廃棄物以外の廃棄物の一時仮置き場を整備する。
- ウ．その後、集水ピット建設位置から廃棄物の掘削を開始し、撤去または浄化を実施する。
- エ．なお、平成 15 年度に現場内で追加ボーリング調査を実施して、特管相当廃棄物量などの精査を行うこととしている。
- オ．特管相当廃棄物は、断面的に中間層に埋積されていることから、表層部の廃棄物については一時仮置き場において検査した後、撤去対象物や浄化対象物などに選別する。
- カ．一方、特管相当廃棄物撤去後の下層部の廃棄物等については検査した後、撤去・浄化対象物などに選別する。

2. ケース 2、3 についての浄化計画

- トリータビリティ試験を平成 15、16 年度で実施し、効果的な浄化方法を選定する。
- ア．重金属類が土壤環境基準値を超えている廃棄物については、例えば原位置洗浄による処理等が考えられる。
- イ．VOC が土壤環境基準値を超えている廃棄物については、例えば真空吸引処理工法やエアースパーキング等が考えられる。

廃棄物撤去及び浄化に関する年次計画

| 項目 | 目的 | H15 | H16 | H17 | H18 | H19 | H20 | H21 | H22 | H23 | H24 |
|-----------|---------------------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|-------|
| | | 第1年度 | 第2年度 | 第3年度 | 第4年度 | 第5年度 | 第6年度 | 第7年度 | 第8年度 | 第9年度 | 第10年度 |
| 廃棄物撤去 | 優先的に撤去すべき廃棄物から撤去する。 | | | | | | | | | | |
| 原位置浄化 VOC | 廃棄物撤去後、環境基準値まで浄化する。 | | | | | | | | | | |
| 原位置浄化 重金属 | 廃棄物撤去後、環境基準値まで浄化する。 | | | | | | | | | | |